

この度の東北関東大震災により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りいたします。

今回の『alive』は震災対策号とし、今本当に必要である情報を掲載しました。このような非常事態を乗り越えるには、資金繰りと情報の把握が必要です。是非サロン経営にお役立て下さい。これからも、私達西川会計理美容事業部はサロンが元気になるよう応援します。

震災に負けないサロン経営



1. 雇用の維持と助成金

Q1 震災以降、売上が著しく落ちてしまい、従業員を休ませざるをえない状況です。こういった場合、休業手当等を支払わなければなりませんか？

A 今回のような不可抗力の自然災害の場合は、必ずしも経営者が休業手当を支払わなければならない義務はありません。

もし支払う場合は、平均賃金の100分の60以上を支払わなければなりません（労働基準法第26条）。まずはスタッフとよく話し合い、休業に踏み切らなければならなくなった場合には助成金等の支援策を活用すべきです。

Q2 震災の影響で売上が落ちている状況です。何か使える助成金はありますか？

A 『雇用調整助成金』の申請をおすすめします。

この助成金は、経済上の理由により事業活動が縮小してしまった経営者が、雇用の維持のために休業を実施して休業手当を支払った場合、その一部が助成される制度です。

【経済上の理由とは？】

計画停電の影響で営業時間が短くなってしまった場合

交通機関のトラブルによりスタッフが出勤できない・注文した材料が届かない場合等

サロンの一部が損壊してしまい、修理がすぐにできずやむなく閉店してしまった場合

【助成金を受けるための条件は？】

雇用保険に加入している

最近3か月の売上がその前の3か月または前年同期に比べて5%以上減少している

災害地域に該当するサロンについては、最近1か月の売上がその直前1か月または前年同期と比べて5%以上減少している。

【支給額は？】

およそ休業手当の3分の2です。中小企業の場合は5分の4になります。

事業主が解雇を行っていないなどの一定の要件を満たした場合は上乘せがあります。

休業を実施する場合は、休業日前日までにハローワークに事前に1か月ごとの休業計画を届けなければなりません。申請してから支給決定されるまでには、およそ2か月かかります。実際に支給されるまでには5か月ほどかかりますので、書類の不備等には十分気を付けましょう。

詳しくは社会保険労務士、またはお近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

（平成23年4月11日現在）

2. 緊急！資金繰り対策

Q1 震災の直接の被害はありませんが、震災発生後に業績が悪化した場合も、資金調達などの支援を受けることができますか？

A 「セーフティネット保証(5号)」(信用保証協会)、「セーフティネット貸付」(日本政策金融公庫)、「災害復旧貸付」(日本政策金融公庫)などの融資が用意されています。市区町村でも独自の融資制度を続々と開始しています。HPなどで随時公開されていますので、ご確認ください。

セーフティネット保証(5号)制度とは災害などの要因により事業の安定に支障をきたす中小企業の資金繰りを円滑にする特例の保証。最近1か月の売上高が前年同月に比し20%以上減少している場合にこの保証制度を利用できる可能性があります。

詳しくは、中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック(中小企業庁HPより)をご覧ください。
中小企業庁 東日本震災関連情報 URL <http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011>

Q2 業況が厳しいので、今借りている資金の月々の返済額を減らしたいが可能でしょうか？

A 中小企業金融円滑化法が平成24年3月末まで延長されています。金融機関は積極的に相談に応じてくれるはずで、経営計画が必要になると思います。資金繰り予定を作成し早めに相談に行きましょう。

サロンでできる被災地支援

店頭で募金箱を設置したり、「売上の〇%を寄付します！」とキャンペーンを行ったり、震災後、すぐに自分たちができることを探して活動しているサロンを見かけます。寄付の方法によって、経理処理方法や税制の優遇措置が異なります。皆さんの善意を生かすため、事前に確認して支援をしましょう。

Q1 義援金は、個人だけでなく、法人からでも送ることはできますか。

A 個人法人問わず送ることができます。

国、地方公共団体、その他法律で定められた団体に向けて送られた寄付金で財務大臣が指定したものの()については、税制の優遇措置が設けられています。個人では確定申告で『寄付金控除』が受けられ、法人では『全額損金』として扱うことができます。

該当する東北地方太平洋沖地震に係る義援金等
国又は地方公共団体に対して直接寄付した義援金等
日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金等
中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄付した義援金等

Q2 税制の優遇措置を受けるために手続きはありますか。

A はい、あります。受領書の保存が必要になります。

確定申告書に寄付した義援金に関する事項を記入するとともに、寄付したことが確認できる書類を保存する必要があります。日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄付を郵便振替で行った場合、窓口で受取る半券(受領証)が、寄付したことを証する書類となります。銀行振込の場合は、事前に各HPから受領書発行のための登録をする必要があります。

Q3 商品を被災地へ送りたいのですが、経費になりますか？

A 経費になります。

各県の災害対策支援本部宛に、不特定多数の被災者を救援するために緊急に行う商品の提供にかかる費用は、寄付金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして取り扱われます。又、特定の取引先などへの災害見舞金なども交際費等には該当せず全額費用となります。

注意点 どこへ何を送ったかを記載した、送り状と受領書を保存しておいてください。
(ゆうパックは、相手方が受け取った場合、到着確認のはがきを送っていただけます。)

Q4 「ふるさと納税」という支援方法があると聞いたのですが、どのような制度ですか？

A 個人が地方公共団体(県市区町村)に対して義援金を送った場合、受けられる住民税の税額控除です。

今回の震災の寄付については、日本赤十字社や中央共同募金会などに「東北関東大震災義援金」として寄付した場合も「ふるさと納税」として控除を受けることができます。この制度を受けるためには所得税の確定申告が必要です。確定申告をすることによって、住民税の計算も自動で行われますので新たに住民税の申告をする必要はありません。義援金を送った証明書(受領書)は、Q2のとおり必要ですので必ず保存をしてください。

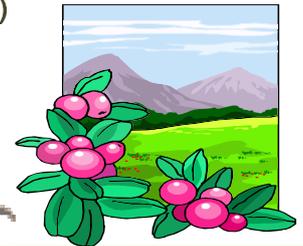
<経理処理ワンポイント>

A) 売上の一部を寄付する場合

売上は全額収入として計上する。(寄付分を差引かない)
義援金を寄付金として経費処理する。

B) 募金箱を設けて義援金を集めている場合

全額一旦雑収入として計上する。
全額を寄付金として経費処理する。



直接被害を受けられた方へ

万が一、地震や台風などの自然災害や火災などで生活用の住宅や家財道具などに損害があった場合には、確定申告を行うことで税金が軽減される「<1>雑損控除」と「<2>災害減免法」という制度があります。どちらか有利な方法を選ぶことができます。

また来年3月の確定申告ではなく、既に申告した平成22年分についても適用できるようになります。

	<1>雑損控除(所得税法)	<2>災害減免法	
損害の原因	震災・風災害・冷害・雪害・落雷、火災など 盗難横領(ただし詐欺や恐喝は対象外)	災害による損失に限る	
対象となる資産の範囲	納税者本人、同居の配偶者・親族に限る 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること(事業用や骨董などは対象外)	災害によって受けた住宅や家財道具の損害金額(保険金などにより補填される金額を除く)が、その時価の2分の1以上であること。	
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は、次のとうちいずれが多い方。 <差引損失額> - <所得金額の10%> <差引損失額のうち災害関連支出金額> - 5万 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等の補填金額 災害関連支出 = “災害により滅失した住宅、家財などを取り壊すための費用”など。	その年の所得金額	軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	1/2
		750万円超 1,000万円以下	1/4
手続き参考事項	* 確定申告に雑損控除に関する事項を記載し、災害関連支出の金額の領収証を添付すること。 * 損失額が大きくて控除しきれない場合には、翌年以後(3年間迄)に繰り越して控除できる。	* 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の人に限る。 * 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要。	

サロンの震災対策は万全ですか？



地震対策の基本は、「自助（じじょ）」です。自助とは、自分の身は自分で守るということです。普段から震災に関する知識を身につけ、正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、震災に対する準備をしておいてください。災害からあなた自身と家族、財産を守れるのはあなた自身です。

自分で経営資源である「人・モノ・カネ・情報」を守る！！

1. 災害時の対策

お客様の安全確保

サロンは窓ガラスが大きいので、飛散防止措置をしましょう
お客様をサロン内・外のどこに避難させるか、決めておきましょう
ケガなどに備え救急医薬品・飲料水などを備蓄しましょう

従業員の安全対策

勤務内外を問わず、スタッフへの連絡方法を定め、連絡網を作成しましょう
スタッフの防災訓練を実施しましょう
帰宅困難な状況に備え、食料や毛布などを準備しておきましょう(下記参照)

財産保全対策

顧客情報はすぐに持ち出せるように、普段から整備しておきましょう
火災に備え、消火器の設置場所や使い方の確認をしましょう
室内装飾品やキャビネット等は、しっかりと固定しましょう

情報保全対策

顧客情報等の重要な情報は、定期的かつ頻繁にバックアップをしましょう
PC本体だけでなく、USBやCD-ROMも媒体として利用しましょう
遠隔地でのバックアップサービスなども利用しましょう

2. 災害時のための準備を進めよう

チェック!

ご準備されていますか？サロンにもあると便利な防災グッズチェックリストです。

ヘルメット	懐中電灯	携帯ラジオ	救急医薬品
ティッシュ	飲料水	雨具	ろうそく
ライター	ビニール袋	使い捨てカイロ	軍手
笛	古新聞	毛布	裁縫セット
ナイフ	筆記用具	保存食品	自転車

税理士法人 西川会計
理美容事業部 主催

サロン経営セミナー2011

第1回

4月12日(火) 14:00~16:00

**サロンの
労務と助成金**
社会保険労務士

(講師) 網 繁

第2回

6月7日(火) 14:00~16:00

**サロンの試算表の
徹底活用**

(講師) 柴 秀行

第3回

8月9日(火) 14:00~16:00

資金調達Q&A

(講師) 市川 尚史

第4回

9月13日(火) 14:00~16:00

**サロンの
出店計画!**

(講師) 中島 理子

第5回

12月6日(火) 13:00~17:00

**経営計画で
未来を決める!**
代表税理士

(講師) 西川 豪康